〇生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

₹(第1条関係)

(1)	生駒市立幼稚園保育料徵収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)新旧対照表	攴		
	現行			
別表第2(第2条関係)				
	略			
	備考			
	1~7 略	I		

8 BからC18までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以 下「保育所」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定 する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2 条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校 教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学 校幼稚部」という。)若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障 害児短期治療施設の通所部(以下「情緒障害児短期治療施設通所部」と いう。)に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援 (以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児 童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合 において、次表の第1欄に掲げる児童が生駒市立幼稚園に在籍している ときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、	上表に定める額(同表に定める括
特別支援学校幼稚部若しくは <u>情</u>	弧内の額以外の額をいう。)
緒障害児短期治療施設通所部に	
入所し、又は児童発達支援若しく	
は医療型児童発達支援を利用し	
ている児童のうち、年長者(該当	
する児童が2人以上の場合は、そ	
のうち1人とする。)	
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、	上表に定める括弧内の額
特別支援学校幼稚部若しくは情	
緒障害児短期治療施設诵所部に	

別表第2(第2条関係)

備考

1~7 略

8 BからC₁₈までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以 下「保育所」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定 する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2 条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校 教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学 校幼稚部」という。)若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する児童心 理治療施設の通所部(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所 し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発 達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以 下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次 表の第1欄に掲げる児童が生駒市立幼稚園に在籍しているときは、同表 の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

改正案

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、	上表に定める額(同表に定める括
特別支援学校幼稚部若しくは <u>児</u>	弧内の額以外の額をいう。)
童心理治療施設通所部に入所し、	
又は児童発達支援若しくは医療	
型児童発達支援を利用している	
児童のうち、年長者(該当する児	
童が2人以上の場合は、そのうち1	
人とする。)	
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、	上表に定める括弧内の額
特別支援学校幼稚部若しくは情	
児童心理治療施設通所部に入所	

入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)
ウ ア及びイに規定する児童以外の児童

し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)
ウア及びイに規定する児童以外

0円

9 略

の児童

9 略

(2) 生駒市立保育所条例の一部を改正する条例(昭和30年3月生駒市条例第8号)新旧対照表(第2条関係)

(2) 生駒中立保育所条例の一部を改正する条例(昭和30年3月生駒中条例第8号)新旧対照表(第2条関係) 現行

別表(第4条関係)

保育料表

略

備考

1~6 略

7 B階層からC₁₈階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部(以下「情緒障害児短期治療施設通所部」という。)に入所し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄 第2欄

別表(第4条関係)

保育料表

略

備考

1~6 略

7 B階層からC₁₈階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

改正案

ア 保育所、幼稚園、認定こども園、保育料表に定める額(同表に定め	ア 保育所、幼稚園、認定こども園、保育料表に定める額(同表に定め
特別支援学校幼稚部若しくは <u>情</u>	特別支援学校幼稚部若しくは <u>児</u>
<u>緒障害児短期治療施設通所部に</u>	<u>竜心理治療施設通所部</u> に入所し、
入所し、又は児童発達支援若しく	又は児童発達支援若しくは医療
は医療型児童発達支援を利用し	型児童発達支援を利用している
ている児童のうち、年長者(該当	児童のうち、年長者(該当する児
する児童が2人以上の場合は、そ	童が2人以上の場合は、そのうち1
のうち1人とする。)	人とする。)
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、保育料表に定める括弧内の額特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	イ 保育所、幼稚園、認定こども園、保育料表に定める括弧内の額特別支援学校幼稚部若しくは <u>児童心理治療施設通所部</u> に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)
ウ ア及びイに規定する児童以外	ウ ア及びイに規定する児童以外
の児童	の児童
8・9 略	8・9 略